

下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する知識や経験、技能等を有している人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくるため、下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 人材バンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘に関すること。
- (4) その他人材バンクに関し必要なこと。

(登録の分野、対象及び資格)

第3条 人材バンクへの登録の分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。

- 2 人材バンクに登録する対象は、生涯学習についての理解とボランティアへの熱意を持ち、知識、経験及び技能を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体とし、国籍、住所等は問わない。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする場合は、登録できない。

(登録の方法)

第4条 人材バンクへの登録をしようとするものは、下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク登録申請書（様式第1号）を下呂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるもの（以下「登録者」という。）を下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々年の3月31日までとする。ただし、本人から取消しの申出がないときは、これを更新するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク登録事項変更届（様式第3号）を、教育委員会へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 人材バンクを利用して政治、宗教及び営利活動をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から取消しの申出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。

(人材バンクの利用)

第8条 人材バンクを利用できるものは、市内に居住又は勤務している者が3人以上属する団体とする。

2 人材バンクを利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク利用申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）により教育委員会に申し込むものとする。

3 教育委員会は、前項の申請書を受け付けたときは、登録名簿から登録者の登録情報（原則として、住所及び年齢は除く。）を利用者に提供するものとする。

4 利用者は、前項の規定により提供された登録者と直接話し合い、学習日、学習内容、必要な費用等を決定するものとする。

5 政治、宗教及び営利活動を目的とする場合は、人材バンクを利用することができない。

(報告)

第9条 利用者は、人材バンク利用後、速やかに下呂市生涯学習のまちづくり人材バンク利用報告書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 教育委員会は、人材バンクを利用した活動に伴い発生した事故及び損害については、その責務を負わない。

(庶務)

第11条 人材バンクの登録及び管理については、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式（省略）

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）